

8. 引用文献/参考文献(続き)

住所	コンタクト	参考文献
SCEA、スイス大衆消費電子製品協会 ミュンツグラベン6 CH-3011ベルネ 電話:+41 31 311 38 70	ルースリー氏	審議
FEA、スイス家庭用・産業用電気機器専門連盟 オープストガルテシュトラッセ28 CH-8006チューリッヒ 電話:+41 1 361 40 00	ポーリガー氏	審議
SBB ニュースサービス ホーホシュールシュトラッセ6 CH-3030ベルネ 電話:+41 512 20 25 43	クロイヒー氏	審議
ソニースイス マーケティング部門 電話:+41 1 495 48 26 Eメール:daniel.konig@acmail.eu.sony.co.jp	ケーニツヒ氏	・ソニーの環境報告書 1997年
SIGA ホットインガーシュトラッセ4 CH-8024チューリッヒ 電話:+41 1 262 59 14 Eメール:sigaass@acces.ch	マイヤー氏	審議 ・電子機器、SIGAにより発行
Osec 電話:+41 365 53 52	ミュラー氏	立法措置に関する情報
	キュンツラー氏	学位請求論文:スイスにおける電子廃棄物の処分、1998年3月
ゼロックス、オランダ 電話:+31 478 52 51 56	ヘンドリックス氏	審議 ・EMAS環境宣言、ゼロックス
BUWAL、連邦環境庁 森林および景観 ボルブレンタールシュトラッセ32 CH-3003ベルン 電話:+41 31 322 90 24	B. ホリスベルガー氏	難燃剤に関する情報

## 9. 1 本調査を行なった経緯

有害危険物を有する廃棄物の再生処理に関する研究の平成10年度の研究テーマの一環として、欧州における電気・電子機器廃棄物の現状調査を行なった。

### 調査経緯

- |          |   |
|----------|---|
| 1998年4月  | 調査依頼<br>依頼先 Vaccani, Zweig & Associates<br>(Management Consultants)<br>Klausstrasse 43<br>Postfach<br>CH-8034 Zurich<br>Switzerland<br>Phone +41 1/383 4477<br>Fax +41 1/383 4420 |
| 1998年9月  | 報告書提出   |
| 1998年11月 | 同上報告書に対する質問(9.2に示す)   |
| 1999年1月  | 同上質問に対する回答<br>電気・電子機器の廃棄物に関する欧州共同体指令に対する提案  |

## 9. 2 電気・電子機器の廃棄物に関する欧州調査報告書 質疑回答

### 質問内容

In principle, I am satisfied with this report style. However, I would like you to pay more attention to the following points:

1. The trend of EU: I request that the introduction of WEEE draft of EU is at least included.  
(EUにおける傾向：少なくとも WEEE(電気・電子機器の廃棄物)に関する EU の草案の紹介を含むものを希望する)
2. In the chapter 4, "Recovered Material from Recycling", the material composition rate is shown. It is very important data. If there are some investigations of materials or chemical substances from single device and chemical substances from shredder residues, please add these case to the report.  
(第4章「リサイクルによって回収された材料」に材料の組成割合が示されている。これは大変重要なデータである。もし単一装置からの材料または化学物質の組成についての調査、またシュレッダ残滓からの化学物質の組成についての調査があればレポートに追加してもらいたい。)

## EUのWEEEに関する指令についての概要

(Vaccani, Zweig& Associates からの回答 1999年1月12日)

現在、電気および電子機器の廃棄物に関する指令の提案に対する第2草案が出来上がっています。1999年6月には、ヨーロッパ共同体は、その提案を完成せねばなりません。条文は、大臣諮問機関およびヨーロッパ議会に送られることとなります。指令が選択される迄には、約2年の期間が必要です。EUレベルで発効すると加盟国は指令を以後18ヶ月以内に国家の法令として施行せねばなりません。

共同体の提案が完成する前に第2草案に比較された条文は、変更を加えられると考えられます。議会が指令を審議すると基本的な構成は変化しませんが、現在判っていないが今後出て来る問題点には、変更の加えられる可能性は、あります。

指令は、それが議会を通過する迄に確実に大幅な変更を加えられます。それが、どんなものかは、云えませんし、又、予測が付きません。しかし、我々は、この指令に変更が生じる都度お知らせ申し上げるつもりであります。

# WEEE-Report

京都大学 環境保全センター 助教授 酒井伸一博士の質問に対する回答

## 質問No. 1: ヨーロッパ共同体に於ける法律事情

EUに於けるトレントは判定され、下記の如くまとめることが出来る:

### 電子関係の廃棄物に適用される特定の法令

御質問の時点では、“電気および電子機器の廃棄物に関する指令”の第2草案が存在するに過ぎない。この立法の目的は、廃棄物の発生を回避し、環境的に健全な処分を保障することに在る。理事会は、その提案を年末には完了することを希望している。第2草案は、製造者（メーカーおよび輸入業者）の経済上の責任を拡大している。第2草案には、2004年末に電気および電子機器に於いて漸次廃止されるべき多くの物質（鉛、水銀、カドミウム、6価クロームおよびハロゲン化された難燃剤）が含まれている。草案は、寿命のつきた機器から埋め立て、焼却又は回収の前に除去されるべき物質（鉛、水銀、6価クローム、カドミウム、ポリクロリネーテッドビフェニール、ハロゲン化された難燃剤、放射性物質、アスベスト）のリストにベリリウムを含めている。第2草案に新たに採用されたものに2004年から電気および電子機器に用いられたプラスチックの少なくとも5%は、リサイクル品を使用せねばならぬ規定がある。

### 一般の廃棄物に関する法令

- ・1991年3月18日の指令91/156/EEC。

この指令は、廃棄物に関する基本的な定義を含む。

指令は今迄に1回改訂されたに過ぎない。

- ・1991年12月12日の指令91/689/EEC。

この指令は、毒性および危険廃棄物に関するものである。

- ・共同体の諮問会および議会への通告

“A Community strategy for Waste Management” 1996年7月30日に改訂された 1989年9月18日のSEC (89) 934 def.

- ・1993年2月1日の法規 No. 259/93/EEC. この法規は、ヨーロッパ共同体の廃棄物の搬出搬入の管理に関するものである。

## 危険物に関する規制

- ・ポリクロリネーテッドビフェニールおよびポリクロリネーテッドテルフェニール (PCB/PCT)の処分に関する1996年9月16日の諮問会指令96/59/EC
- ・1991年3月の諮問会指令 No. 91/157/EEC. この指令は、或る種の危険な物質を含むバッテリーおよび蓄電器に関するものである（この回答の時点で改訂中）
- ・24回改訂され、或る種の化学薬品の使用を規制する指令 70/769/EEC

## 質問 No. 2： リサイクリングから回収された場合に関する追加情報

### 2. 1 単一装置からの材料および化学物質の調査

単一装置の材料又は化学組成に関する広汎な情報は存在せぬが、幾つかの装置から、或る調査が報告されている。

#### a) プリント回路ボード

コンパウンド	化学記号	重量 (パーセント)
銅	C u	12.53
錫	S n	6.23
鉄	F e	3.9
鉛	P b	2.94
ニッケル	N i	1.31
亜鉛	Z n	0.96
アルミニウム	A l	0.59
マンガン	M n	0.049
クローム	C r	0.046
金	A u	0.023
銀	A g	0.021
アンチモニー	S b	0.02
カルシウム	C a	0.01
プラチナ	P t	0.008
カドミウム	C d	0.0055
カリウム	K	0.002
ロス		0.3
元素		28.9
プラスチック		71.1
合計		100

出典： Inorganic Composition of Single Computer devices, SAEFL, April 92

リポートのテーブル2に記載の砒素 (As) およびベリリウム (Be) は、この調査には現れて来ない： この現象は、それらが数 ppm の量でしか存在せぬことに起因するのであろう。

同じくリポートのテーブル2に記載されているにも拘わらず現れてはいない水銀 (Hg) は、主としてプリント回路ボードのリレーおよび小型バッテリーに用いられている。現れぬ理由は、調査の行われる前に既に取り外されているか又は、置き換えられていたことに在ると考えられる。残りの水銀の量(ppm)は、微量で検出されなかったのであろう。

b) 回路ボード (プリントなし)

回路ボードでのデータは、下記の通りである：

材料	含有量
ガラス	45%
樹脂	45%、樹脂中の臭素(Br)は、10パーセントであるが、このタイプの臭素は、現在の法令の対象ではない。
銅	6%
鉛管用亜鉛(Zn)	2.52%
鉛管用鉛(Pb)	1.37%
その他	0.1%

出典： Self - control in electronic business, SAEFL, July 95

c) 陰極線管

化合物 (ガラスコーティングの)	記号	重量 (パーセント)
カリウム	K	0.075
硫黄	S	0.027
亜鉛	Zn	0.022
鉛	Pb	0.011
バリウム	Ba	0.01
カドミウム	Cd	0.0081
アルミニウム	Al	0.0075
イットリウム	Y	0.0019
鉄	Fe	0.0013
チタニウム	Ti	0.0007
マンガン	Mn	0.0006
カルシウム	Ca	0.0006
燐	P	0.00026
ユーロピウム	Eu	0.00015
ニッケル	Ni	0.00012
銅	Cu	0.00001
クローム	Cr	0.00001
ストロンチウム	Sr	0.00001
水銀	Hg	痕跡
ロス		0.0086
コーティングの全元素		0.1742
ポリビニールアセテート+グラファイト		0.0558
ガラス		99.76
陰極線管全量		100

出典： Inorganic Composition of single computer devices, SAEFL, April 92

レポートのテーブル2に含まれているアンチモニ (S b)、砒素 (A s)、ベリリウム (B e) およびニッケル (N i) は、この調査には見られなかった。理由は、この場合には微量であることの為であろう。水銀 (H g) は、検出されたが痕跡にとどまった。このレポートでは、従って、水銀は、陰極線管には存在しないとするのが正当であろう。



d) ケーブル

コンパウンド	記号	含有量
PVC - コーティング	PVC	40 - 70%
ニッケル	Ni	8 - 15%
鉄	Fe	2 - 5%
銅	Cu	25 - 60%
プラスチック (難燃剤を含む)		2 - 6%
錫	Sn	0.04 - 0.4%
鉛	Pb	0.03 - 0.3%

出典 : Self - control in electronic business, SAEFL, July 95

この調査は、ケーブルの主たるコンポーネントを示すにとどまっている。詳細なデータは、レポートテーブル2に示されているが、ケーブル中のこれらのコンパウンドの量に関する正確な情報は、存在しない。

2. 2 シュレッダの残滓からの化学物質の調査

オランダでは、焼却プラントで処分された家庭器具および市販エレクトロニクス中の危険物質に関する或る情報が存在する (下のデータは、廃棄物が焼却される前の量を示すので、このデータが、シュレッダの残滓と比較することが出来る)

残念ながら、これが見出された“シュレッダ残滓”に関するデータのすべてである。

コンパウンド	記号	持ち込まれた EEE 廃棄物 (トン/年)
砒素	As	0.05
アンチモニー	Sb	22.8
カドミウム	Cd	0.9
水銀	Hg	pm
銅	Cu	780
鉛	Pb	12.8
亜鉛	Zn	7.8
クローム	Cr	pm
ニッケル	Ni	15.6

出典 : Priority waste stream: Waste from Electrical and electronic equipment, EC Project group on waste from EEE, June 1995

## 第2草案

### 電気および電子機器の廃棄物に関する

### 欧州共同体指令に対する提案

#### 第1条

##### 目的

この指令は、第1に電気および電子機器からの廃棄物の発生を防止し、第2に、かかる廃棄物の再使用、リサイクルおよび他の形の回収を、又第3には、寿命のつきた電気および電子機器の処理および処分に伴う環境に対するリスクと影響を最小にすることを目的とする対策を定めるものである。又、寿命のつきた電気および電子機器に関する各加盟国内の対策を統一することにより域内市場の機能を保障し、域内の通商の障害および競争の歪みを解消することも又、この指令の目的である。

#### 第2条

##### 定義

この指令の中で：

1. “電気および電子機器”とは、正しく作動する為に電流又は電磁界に依存し、Annex I Aに定められたカテゴリーに所属する電流および電磁界の発生、移送および測定を目的とし、交流の場合に 1000V を又、直流の場合には 1500V を越えぬ電圧を定格として使用される如くデザインされている機器を指す。

電気および電子機器は、製品の一部であるコンポネントおよびサブアセンブリ並びに Annex II に定められた消耗品をすべて含む。

2. “寿命のつきた電気および電子機器”とは、指令 75/442/EEC の第1 (a) 条に定められた廃棄物である。
3. “発生防止”とは、寿命のつきた電気および電子機器それらの材料および物質の量と環境に対する有害性を抑制することを目的とする対策を指す。
4. “再使用”とは、寿命のつきた電気および電子機器又は、コンポネントが本来の目的に使用されることを意味する。“再使用”は、収集点、ディストリビュータ又はメーカーに戻された寿命のつきた電気および電子機器を引き続き使用することを含む。
5. “リサイクリング”とは、燃料として又は、他のエネルギーを発生させる他の手段としての使用又は使用の為の処理を除き、本来の目的又は他の目的の為に廃棄物の製造プロセスでの再使用を意味する。

6. “回収”とは、指令 75/442/EEC の Annex II. B に定められた該当作業の何れかを意味する。
7. “処分”とは、指令 75/442/EEC に対する Annex II. A に定められた該当作業の何れかを意味する。
8. “処理”とは、寿命のつきた電気又は、電子機器およびそのコンポーネントの回収および／又は処分に対して行われる予備処理、汚染除去、分解、シュレッティング回収又は処分およびその他の作業の為の施設に寿命のつきた電気又は電子機器が引き渡された後の何らかの行為を意味する；
9. “製造者”とは、電気および電子機器のメーカー又は電気および電子機器の加盟国への専門輸入業者を意味する。
10. “ディストリビュータ”とは、製品を使用とする者に商用的に当該製品を提供する者を意味する。
11. “家庭用廃棄物”とは、家庭からの廃棄物並びにその性質および量の点で家庭用廃棄物に似ている商業、工業、研究所および他の領域の廃棄物を意味する。
12. “危険物質又は調製物”とは、指令 67/548/EEC 又は、指令 88/379/EEC に基づき、危険と考えられるべき物質又は調製物を意味する。

### 第3条 適用範囲

1. この指令は、Annex I A に定められたカテゴリーに該当する電気および電子機器のカテゴリーを対象とし、当該機器の市場に出された日は、問わぬものとする。
2. この指令は、共同体の他の法令、特に安全規格には抵触することなく適用されるものとする。

### 第4条 リサイクルを改善する為の対策

1. 加盟国は、製造者に対し、個々の製品に使用される危険物質およびその加工物の量、並びにプラスチックの種類の数に極力抑える如く指導すること。
2. 加盟国は、リサイクルを改善する為の対策が実施されることを保障すること。特に加盟国は、下記の項目を実行せねばならない；
  - a) その修理、グレードアップの可能性、再使用、分解およびリサイクルを全面的に考慮し、しかも、その実施の容易な電気および電子機器のデザインおよび製造を促進すること；

- b) 製造者が共通のコンポネンおよび材料のコード化規格を使用することにより再使用およびリサイクリングに適したコンポネンおよび材料の特定を容易にすること。加盟国は、プラスチック製品の共通識別およびマーキングに関する ISO 11469 が 25 グラム以上の重量のプラスチック部品に適用されることを保障すること。
3. 共同体は、電気および電子機器のパラグラフ 2 a)、b) および第 7 条パラグラフ 5 に基づくデザイン関連のヨーロッパ規格の作成を適宜推進すること。これらのパラグラフの実施に関しては、加盟国は既存の国際規格を考慮すること。
4. 加盟国は、鉛、水銀、カドミウム、6 価クロムおよびハロゲン化された難燃剤が、2004 年 1 月 1 日迄には、漸次使用を停止されることを保障すること。

Annex III に含まれる鉛、水銀、およびハロゲン化された難燃剤の使用は、この規定から除外されるものとす。

このパラグラフは、或る種の危険な物質および調整物の市販および使用の制限に関する加盟国の法律、法規および行政規定の近似化に関する Council Directive 76/769/EEC の Annex I に挿入すること。

## 第 5 条 個別の収集

1. 加盟国は、最後の所有者およびディストリビュータが、寿命のつきた電気および電子機器を返却することの出来る如きシステムを製造者が確立することを保障する為に必要な措置を講じること。加盟国は、この義務を履行する為に必要な収集施設が地理的に均等に分散して十分に利用出来ることを保障すること。
2. 加盟国は、新しい製品を供給する時、ディストリビュータは、家庭から類似の寿命のつきた電気および電子機器を無料で引き取ることを申し出ることを保障すること。
3. 加盟国は、寿命のつきた電気および電子機器の収集および運搬が、再使用および／又はリサイクルされるコンポネン又は器具全体の再使用およびリサイクリングの為の適合性を保障する方法で行われることを保障すること。
4. 加盟国は、家庭からの寿命のつきた電気および電子機器の平均年間一人当たり 4 kg の個別の最低収集率を達成することを目標としている。加盟国は、家庭からの達成された収集率に関する情報を 2004 年 1 月 1 日およびその後 3 年毎に共同体に通告すること。上記の情報は、この指令の発効日から 1 年以内に共同体により採択されるフォーマットを用い、指令 75/442/EEC の第 18 条に定められた手順に従って提供されること。
5. 第 5. 4 条に基づいて集められた情報に基づき、第 11 条に基づいて集められた情報

を考慮に入れて共同体は、諮問会および議会が、2006年1月1日以降、家庭から寿命のつきた電気および電子機器の収集の強制的な目標を設定することを提案する予定である。

## 第6条 予備処理および処理

1. 加盟国は、個別に収集された寿命のつきた電気又は電子機器の埋め立て、焼却又は回収の前に、この条項に基づく予備処理を保障すること。かかる予備処理は、再使用および/又は、リサイクルされることの出来るコンポネント又は、器具全体の再使用およびリサイクリングに対する適合性を保障する方法で行われること。
2. 加盟国は、製造者が個別に収集され、埋め立て焼却又は回収の予定される寿命のつきた電気および電子機器の予備処理の為のシステムを作定することを保障すること。指令 75/442/EEC の第4条によれば、この前処理は、少なくともすべての媒質の排出および Annex IVによる選択的な処理を含まねばならない。
3. 加盟国は、処理作業を行う施設又は企業が、指令 75/442/EEC の第9および10条に基づいて管轄当局の認可を取得することを保障する為に必要な措置を講じること。指令 75/442/EEC の第11条、パラグラフ1に記載の認可規定の適用制約は、この指令の対象となる寿命のつきた電気および電子機器に関する作業には適用されぬものとす。
4. 加盟国は、処理作業を行う施設又は、企業が寿命のつきた電気および電子機器を Annex Vに定められた技術規定に基づいて貯蔵し、処理することを保障する為に必要な措置を講じること。
5. 加盟国は、パラグラフ3に記載の認可は、パラグラフ2および4並びに第7条パラグラフ2および3の規定を満足する為に必要なあらゆる条件を含むことを保障する為に必要な措置を講じること。
6. 処理作業は、又該当の加盟国又はEUの外部に於いて試みることが出来る。何れにしろ、加盟国は、製造者が寿命のつきた電気および電子機器をこの条項に定められた条件と同等な条件下で証明される施設又は企業に引き渡すことを保障すること。

## 第7条 回収

1. 加盟国は、製造者が、個別に収集された寿命のつきた電気および電子機器の回収に備える為のシステムをこの指令に定められた目的を遂行する為に作定することを保障する上で必要となる措置を講じるものとす。
2. 加盟国は、製造者が、2004年1月1日には、下記の目標を達成することを保障する為に必要な措置を講じるものとす：

- a) CFC, HCFC、又は HFCs を含むすべての個別に収集された寿命のつきた電気および電子機器に対してコンポネン、材料および物質の再使用およびリサイクルの率は、器具の重量の少なくとも90パーセントに達すること。
  - b) Annex I Aのカテゴリ1（大型の家庭用器具）に属するすべての個別に収集された寿命のつきた電気および電子機器に対しては、CFC、HCFC 又は HFCs を含む機器を除きコンポネン、材料および物質の再使用およびリサイクルの率は、器具の重量で、少なくとも90パーセントに達すること。
  - c) Annex I Aのカテゴリ2, 3, 4, 5, 7, 8, 9および10に所属するすべての個別に収集された電気および電子機器に対してコンポネン、材料および物質の再使用およびリサイクルの率は、器具の重量で少なくとも70パーセントに達すること。
  - d) すべての個別に収集された寿命のつきたガス放出ランプに対しては、コンポネン、材料および物質の再使用およびリサイクルの率は、器具の重量で少なくとも90パーセントに達すること。
  - e) 陰極線管を含むすべての個別に収集された寿命のつきた電気および電子機器に対しては、コンポネン、材料および物質の再使用およびリサイクルの率は、器具の重量で少なくとも90パーセントに達すること。
3. リサイクル率の測定には、分母は、リサイクラーに送られる器具に含まれる材料の全重量を以て構成される。この重量は、当該器具の平均組成に基づいて計算される。分子は、リサイクラーにより専門のリサイクル企業に送られる材料の重量により構成される。
  4. パラグラフとは関係なく加盟国は、寿命のつきた電気および電子機器からのエネルギーの回収を促進すること。
  5. 加盟国は、製造者に電気および電子機器に使用され、リサイクルされ、又は、再使用される材料の量を次第に増やすことを奨励すること。加盟国は、公共的な調達に関する国内の法令に関して、この規定を考慮すること。加盟国は、新しい電気および電子機器に於けるリサイクルされたプラスチックの占める割合が、2004年1月1日には、全プラスチック量の少なくとも5パーセントに達することを保障すること。
  6. 共同体の提案に基づいて、諮問会および議会は、寿命のつきた電気および電子機器の再使用およびリサイクル並びに新しい電気および電子機器の最低使用量の2006年1月1日以降の目標を設定すること。

## 第8条 資金調達

1. 加盟国は、個々の家庭が寿命のつきた電気および電子機器を無料で返却出来ることを保障すること。この点に関しては、加盟国は、各家庭からの電気および電子機器の収荷、処理、回収および環境上健全な処分のコストが、製造者により負担されることを

保障すること。

2. 加盟国は、製造者がパラグラフ 1 に基づいて、資金調達のための集団的なシステムを創設することの出来ることを保障すること。加盟国は、各家庭により用いられ、又、この指令の発効後に市販された電気および電子機器の廃品の管理に必要な資金調達のための適切な保証を製造者が個別に又は連帯して行うことを保障すること。
3. 加盟国は、製造者が、この指令の発効日以前に市販された電気および電子機器からの廃品の管理のための資金調達に寄与していることを条件に個別にパラグラフ 1 の義務を履行することを許されることを保障すること。上記の寄与の持ち分は、支払いの時点での個々の製造者の市場シェアに比例して定められるものとする。

## 第 9 条 ユーザーに対する情報

1. 加盟国は、特に各家庭を含む電気および電子機器のユーザーが下記の項目に関する必要な情報を入手することを保障すること：
  - 彼らの利用出来る返却および集荷システム、
  - 寿命のつきた電気および電子機器の再使用、リサイクルおよび他の形の回収に寄与する彼らの役割、
  - Annex V I に示されたシンボルの意味。
2. 集荷を高い率で成功させるために加盟国は、製造者が、Annex I A のカテゴリー 2、3、4、5、6、7、8、9 および 10 に該当する電気および電子機器並びに Annex II にリストされた消耗品に Annex VI に示されたシンボルを適切に表示することを保障すること。

## 第 10 条 リサイクルに対する情報

加盟国は、処理施設により必要とされる限り各種の電気および電子機器コンポーネントおよび材料並びに電気および電子機器の中のすべての危険な物質および調製剤の位置を特定するマニュアルを提供することを保障すること。

## 第 11 条 当局への届出

1. 加盟国は、製造者が加盟国内の市場への電気および電子機器に出荷した量を数量と重量で、又、当該製品分野に於ける市場の飽和状態に関して毎年報告することを保障すること。Annex I A の何れのカテゴリに機器が該当し、又、それが業務用又は、家庭用の何れとして販売され、しかも表示されること。
2. 加盟国は、パラグラフ 1 に於いて要求される情報は、2004年1月1日には、共同体に通報される、以後は第 5.5 条に従って、3年ごとに通報されること。

## 第12条 マネジメントプラン

この指令に記載の目的および措置に従って、加盟国は、指令 75/442/EEC の第7条により要求される廃棄物マネジメントプランの中に寿命のつきた電気および電子機器のマネジメントに関する特別の章を含めること。

## 第13条 レポートに対する義務

加盟国は、共同体に Council Directive 91/692/EEC の第5条に基づくこの指令の適用に関して報告すること。第1の報告は、2002-2004年の期間に関するものであること。

## 第14条 国内法に於ける施行

1. 加盟国は、この指令の採択から18ヶ月以内に、この指令を遵守する為に必要な法律、法規および行政規定を発効させること。加盟国は、この旨を共同体に直に通報すること。
2. 加盟国が、これらの規定を採択する時、これらの規定には、この指令が引用されているか或いは、公表の時点で、この引用を添付されていること。かかる引用の手順は、加盟国により採用されること。
3. 加盟国は共同体に対し、この指令の適用範囲内に於いて採用されたすべての既存の法律、法規および行政規定を共同体に通報すること。

## 第15条 委員会の手順

共同体は、指令 75/442/EEC の第18条により設立された委員会により、その中に定められた手順に従って、この指令の Annexes を科学技術の進歩に応じて採用する為に必要な改訂を採択する上でサポートされること。



**第16条**  
**発効**

この指令は、Official Journal of the European Communities に公表した日から20日後に発効するものとする。

**第17条**  
**宛先**

この指令の宛先は、加盟国である。

**Annex I A**

この指令の中に含まれる電気および電子機器のカテゴリー

1. 大型家庭用器具
2. 小型家庭用器具
3. IT-機器
4. 通信機
5. ラジオ、TV、電気音響、楽器
6. 照明機器
7. 医療用機器システム
8. モニタリングおよびコントロール機器
9. 玩具
10. 電気および電子ツール
11. 自動販売機

## Annex I B

### Annex I Aのカテゴリーに該当する製品の例

#### 1. 大型家庭用器具

業務用大型冷蔵庫  
冷蔵庫  
冷凍機  
洗濯機  
衣服ドライヤ  
皿洗機  
調理器  
電気ストーブ  
電気ホットプレート  
電子レンジ  
加熱器具  
電気ヒータ  
電気ファン  
空調器

#### 2. 小型家庭用器具

電気掃除機  
カーペットクリーナー  
アイロン  
トースタ  
フライ鍋  
コーヒーグラインダ  
電気ナイフ  
コーヒーマレン  
ヘアードライヤ  
歯ブラシ  
ひげ剃り器

#### 3. IT-機器

中央集中データ処理  
主フレーム  
ミニコンピュータ  
プリンターユニット  
パーソナルコンピュータ  
パーソナルコンピュータ (CPU、マウス、スクリーンおよびキーボードを含む)  
ラップトップコンピュータ (CPU、マウス、スクリーンおよびキーボードを含む)  
ノートブックコンピュータ  
ノートパッドコンピュータ  
プリンタ  
コピー機

電気および電子タイプライタ  
ポケットおよびデスク型計算器

#### 4. 通信器

ユーザーターミナルおよびシステム  
ファクシミリ  
テレックス  
電話  
有料電話  
コードレス電話  
携帯電話  
応答システム

#### 5. ラジオ、TV、電気音響器、楽器

ラジオセット（時計ラジオ、ラジオレコーダ）  
TVセット  
ビデオカメラ  
ビデオレコーダ  
ハイファイレコーダ  
オーディオ増幅器

#### 6. 照明機器

照明設備  
他の照明機器

#### 7. 医療用機器システム

放射線治療機器  
心臓等分野の機器  
透析機器  
肺ベンチレータ  
核物質利用医療器  
in-vitro 診断用の研究室機器  
分析器  
フリーザ

#### 8. モニタリングおよびコントロール機器

煙検出器  
暖房調節器  
サーモスタット  
時計  
スケール

#### 9. 玩具

ゲームボーイ

## 他の電気又は電子ツール

### 10. 電気および電子ツール

ドリル  
鋸  
ミシン

### 11. 自動販売機

ホットドリンク用の自動販売機  
ホット/コールド、ボトル/缶用の自動販売機  
固形品用の自動販売機

## Annex II

### この指令の適用範囲に該当する消耗品

- 1) 蓄音機レコード、レーザー読み取りシステム用のディスク、磁気テープ、磁気ディスク、磁気ストライプを持つカードの如き音響又は他の現象用のレコード、テープおよび他のメディア
- 2) すべてのインクおよびトナーカートリッジ
- 3) 棒型蛍光ランプ、コンパクト蛍光ランプ、並びに高圧ナトリウムランプおよび金属ハロゲン化物ランプ、低圧ナトリウムランプを含む高照度放電ランプ

## Annex III

### 第4条パラグラフ3から除外される鉛、カドミウムおよびハロゲン化難燃剤の用途

- ・ランプ当たり4 mgを越えぬコンパクト蛍光ランプに於ける水銀
- ・ランプ当たり15 mgを越えぬ棒状の蛍光ランプに於ける水銀
- ・このAnnexに特筆されていないランプに於ける水銀
- ・確立された規格に従って特定の分析を行う為に用いられる水銀温度計
- ・3点水銀を用いるプラチナ抵抗温度計の精度調整用機器
- ・放射線防護用鉛
- ・陰極線管、電球および蛍光管のガラス中の鉛
- ・当該防火規格が、他のタイプの難燃剤の使用によっては、技術的にクリアー出来ぬ場合のハロゲン化された難燃剤

## Annex IV

### 第6条による電気および電子機器からの廃棄物の材料およびコンポーネントに対する選択的処理

- 1) 下にリストされた物質を含むコンポーネントは、埋め立て、焼却又は回収の予定の寿命のつきた電気および電子機器から除去されること：
  - ・鉛（陰極線管に於ける鉛を除く）